

※アンダーラインを引いている部分が今回の改訂で改訂される箇所になります。

改訂書面：「パートナーズ FXnano 取引ガイド」

改訂日：平成 24 年 12 月 1 日改訂

旧	新
<p>I 企業概要 <苦情受付窓口> 当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。</p> <p>コールセンター 受付時間：<u>月曜日 7:00 から土曜日 8:00</u> 受付方法：電話(0120-894-707)または E メール (info@moneypartners.co.jp)</p>	<p>I 企業概要 <苦情受付窓口> 当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。</p> <p>コールセンター 受付時間：<u>月曜日 7:00 から 23:00 まで、火曜日～金曜日 7:30 から 23:00 まで</u> 受付方法：電話(0120-894-707)または E メール (info@moneypartners.co.jp)</p>
<p>IV 税金 パートナーズ FXnano で発生した益金(為替差益・スワップポイント)は、2012 年 1 月 1 日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。</p> <p>金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</p> <p>法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</p> <p>※詳しくは、管轄の税務署に照会するか又は国税庁タックスアンサーのウェブサイト参照ください。</p>	<p>IV 税金 パートナーズ FXnano で発生した益金(為替差益・スワップポイント)は、2012 年 1 月 1 日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、<u>復興特別所得税が所得税額×2.1%※</u>、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。</p> <p>金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</p> <p>法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</p> <p><u>※復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで(25 年間)の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。</u></p> <p>※詳しくは、管轄の税務署に照会するか又は国税庁タックスアンサーのウェブサイト参照ください。</p>
<p>パートナーズFXnano 取引ガイド改訂記録 追加</p>	<p>パートナーズFXnano 取引ガイド改訂記録 <u>平成 24 年 12 月 1 日改訂</u></p>

以上